

「多摩地域企業・大学等連絡会」運営ルール

【名称】

名称を「多摩地域企業・大学等連絡会」、愛称を「ゆるたまネット」とする。

【目的】

多摩地域企業・大学等連絡会(以下、「連絡会」という。)は、多摩市を中心にボランティア活動や地域・社会貢献活動に取り組んでいる、あるいは取り組もうとしている企業や大学等(以下、「企業等」という。)で構成し、情報交換や学習会などを実施しながら、地域社会と企業等がつながりあう活動の促進を目的とする。

【会員】

連絡会は、上記の目的に賛同し、加入を希望する企業等を会員とする。

【活動内容】

連絡会の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 会員相互の意見・情報交換及び交流
2. 学習会の開催
3. 会員相互の連携等による地域・社会貢献活動の実施
4. 会員が実施する活動の周知及び広報
5. その他、連絡会の目的を達成するために必要な活動

【運営について】

(幹事)

連絡会には、円滑な運営を行うために幹事を置く。

1. 連絡会では、幹事5名以上を置き、会員企業等から互選により選任する。
2. 幹事の任期は1年とする。ただし、幹事の再任は妨げない。
3. 連絡会では、代表幹事1名、副代表幹事2名を置き、幹事の互選により選任する。
4. 代表幹事は、連絡会の会務を統括する。
5. 副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事に事故あるときはその職務を代行する。

(事務局)

連絡会の事務局は、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会多摩ボランティア・市民活動支援センターに置く。

事務局の役割は次の通りとする。

1. 定例会・総会などの日程・会場調整
2. 加盟企業・団体への各種連絡
3. 連絡会と地域の連絡窓口
4. 加盟企業・団体への各種情報提供
5. その他、幹事の職務を支える活動

(会議等)

連絡会に、総会と定例会、幹事会を置く。

連絡会においては、会員のメーリングリストを作成し、原則としてメールを通じて情報共有・意見交換を行うこととする。必要に応じて有志会員間で、適時、学習会・意見・情報交換会等を行う。また、その際、本連絡会の趣旨に賛同する外部機関・団体の協力等を得ることも可能とする。

(定例会)

定例会は、四半期(5月、8月、11月、2月)に1回程度、開催する。尚、開催曜日については、各定例会の際に次回開催日時を決定することとする。※開催日は変更することも可能

(総会)

連絡会全体での協議を行う総会は、代表幹事が招集し年1回以上開催することとする。

(幹事会)

1. 幹事は総会の他に幹事会を開催することができる。
2. 幹事会は、幹事及び事務局により開催し、連絡会の方向性や事業等について検討し、総会で提案を行うことができる。

【入退会について】

1. 連絡会への入会を希望する企業等は、メール・文面等で事務局にその旨を申し出ることとする。
2. 連絡会からの退会を希望する企業等は、メール・文面等で事務局にその旨を申し出ることとする。
3. 連絡会の趣旨に反する、または損なう行為等が認められた会員は退会とする。

【雑則】

1. 会員は、連絡会内で、政治・宗教活動と認められる行為、および営利を目的とする行為を行ってはならない。
2. 会員は、現在、反社会勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。また、反社会勢力の威力を用いて不当要求その他相手方の業務を妨害する行為を行わないことを確約する。
3. 会員は、知り得た他の会員の秘密を第三者に漏洩してはならない。
4. 本運営ルールに定めのない事項や予期せぬ事態の発生、あるいは各項の解釈に疑義が生じた場合、会員は、相互の信頼を損ねないよう、協議によってこれを誠実に解決する。